

業務そくほう

日本貨物鉄道産業労働組合

2026. 2. 26

No. 752

フレックスタイム制度の対象拡大 について提案を受ける

1. 提案したいこと

次項に掲げるフレックスタイム制度の対象拡大を実施すること。

2. フレックスタイム制度の対象拡大について

(1) フレックスタイム制とは

フレックスタイム制は1箇月など一定の期間（清算期間）の総労働時間を定め、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度である。（根拠法：労働基準法第32条の3）

(2) フレックスタイム制の拡大対象について

2024年7月より導入したフレックスタイム制について、対象を拡大するにあたり、今般の拡大対象は支店、駅営業課、工事管理事務所、工事支所、工事区、保全技術センター並びに現業機関において事務を担当する社員とする。

(3) 当該制度の拡大判断基準について

今般の拡大対象に関しては作業ダイヤが無く、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第十条第2項（以下、省令十条）による点呼執行に関わらない支店、駅営業課、工事管理事務所、工事支所、工事区、保全技術センターマネジメントグループ並びに現業機関において事務を担当する社員を対象拡大対象と判断した。

作業ダイヤに従事、組で働く社員については、あらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、社員が日々の始業・終業時刻・労働時間を自ら決めることのできるフレックスタイム制度に対し、省令十条に則り、点呼により知識及び技能を有することを確認する必要がある社員であることから、今般の適用拡大の対象から除外と判断した。

現場長・助役についても、上記作業ダイヤに従事、組で働く社員に対して、「点呼を執行する側であること」「管理・監督権限をもつこと」の2点より今般の対象から除外と判断した。

(4) 対象を拡大する対象の概要

項目	現行	今回拡大		備考
		日勤1種	日勤2種 ^{※1}	
対象社員	本社内の各本部、部、室及び中央研修センター、並びに事業開発支店、支社に勤務する社員（契約社員、シニア社員を含む）	支店（契約社員、シニア社員を含む）	駅営業課、工事管理事務所、工事支所、工事区、保全技術センター ^{※2} 、並びに現業機関において事務を担当する社員 ^{※3} （契約社員、シニア社員を含む）	<p>※1 現場長・助役は対象外</p> <p>※2 保全技術センターはマネジメントグループに限る</p> <p>※3 職名上「事務主任」「事務指導係」「事務係」の者が対象</p>
コアタイム	11時～15時	11時～15時（現行対象と同様）		休憩 12時～13時
フレキシブルタイム	8時～11時、15時～20時	8時～11時、15時～20時（現行対象と同様）		
標準労働時間	7時間50分	7時間50分	7時間35分 ^{※4}	※4 日勤2種と変形8形を組み合わせる勤務する社員に適用する場合、7時間50分
清算期間	1ヵ月（毎月1日が起算日）			
特別休日	土曜日及び祝日に特別休日を指定	土曜日及び祝日に特別休日を指定	58日付与 ^{※5}	※5 日勤2種と変形8形を組み合わせる勤務する社員に適用する場合、土曜日及び祝日に特別休日を指定
所定労働時間	標準労働時間×労働日数 ^{※6}			※6 1ヵ月間の暦日数-休日等-休暇

3. 実施日

2026年4月1日

以上